

## 延岡市雇用維持緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症により本市経済、雇用への影響が危惧される中、市内事業所による雇用の維持に向けた取組を支援するため、予算の定めるところにより延岡市雇用維持緊急支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 事業の経営の主体である個人、法人又は法人格がない社団若しくは財団であって、かつ、主たる事務所又は事業所を本市に有する者(以下「事業主等」という。)
- (2) 資本金の額又は出資の総額(以下「資本金等の額」という。)が3億円(小売業(飲食店を含む。以下同じ。))又はサービス業を主たる事業とする者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする者については1億円)を超えないこと又はその常時雇用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については100人)を常態として超えないこと。
- (3) 延岡市税条例(平成4年条例第35号)第3条に規定する市税の滞納がないこと。ただし、雇用維持の観点、緊急性等に鑑み、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (4) 延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者に該当しないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、その行為に係る事務の代理又は代行を社会保険労務士、弁護士、社会保険労務士事務所又は弁護士法人(以下「専門家等」という。)に依頼し、国が実施する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例措置に係る支給申請、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給申請その他市長が特に必要と認める行為をすることとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、助成金等を申請するために、補助対象事業に係る事務の代理又は代行を専門家等に依頼する際に要する費用であって、補助金の交付の申請を行う日の属する年度の3月31日までに要した経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者と専門家等の間で既に締結している契約において補助対象事業に係る申請事務の代理又は代行の費用が含まれている場合は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額であって、一会計年度の補助金の交付は、一事業者等につき10万円を限度とし、算出された補助金の額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(規則様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する日の前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書(様式第1号)
- (2) 補助対象経費の積算根拠となる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(事業の中止又は変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を中止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ補助事業中止・変更承認申請書(規則様式第4号)により市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、前条第1号の事業計画書兼収支予算書に記載した支出額を減額する場合その他申請の必要がないと市長が認めるものについては、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業終了後30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(規則様式第5号)に事業報告書兼収支計算書(様式第2号)及び次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者が助成金等の支給申請をしたことを証する書類

(2) 補助対象経費の領収書その他支出を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、その内容を補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還請求書(様式第4号)により期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の備え置き)

第11条 補助事業者は、事業の状況、費用の収支その他関係ある事項を明らかにする書類及び帳簿を事業実施後5年間備え置かなければならない

(要綱の見直し)

第12条 この要綱は、社会状況の変化、運用状況、実施効果等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行する。